

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業 事業契約書(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	事業契約書(令和元年12月24日公表版)	事業契約書(令和2年3月30日公表版)
1		○	8	4		16	1			設計図書等についての責任	第16条 事業者は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計図書等の瑕疵等により生じた前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償について責任を負うものとする。ただし、本県の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力又は法令変更による場合は、本県の負担とする。	第16条 事業者は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計図書等が本契約の内容に適合しないこと等により生じた前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償について責任を負うものとする。ただし、本県の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力又は法令変更による場合は、本県の負担とする。
2		○	20	5	6	41				契約不適合責任	(<u>瑕疵担保責任</u>)	(<u>契約不適合責任</u>)
3		○	20	5	6	41	1			契約不適合責任	第41条 本県は、本施設に瑕疵があるときは、事業者に過失があるか否かにかかわらず、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。	第41条 本県は、本施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「 <u>契約不適合</u> 」という。)であるときは、事業者に過失があるか否かにかかわらず、事業者に対して相当の期間を定めて施設の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
4		○	20	5	6	41	2			契約不適合責任	2 前項に規定する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設の引渡しの日から1年以内(木造建物等の建設工事の場合)又は2年以内(コンクリート造の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合)とする。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、又はその瑕疵若しくは損害が、事業者の故意若しくは重大な過失によって生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。	2 第1項に規定する履行の追完又は損害賠償の請求は、本施設の引渡しの日から1年以内(建物等の設備工事等の場合)又は2年以内(建物等又は土木工作物等の建設工事等の場合)とする。ただし、事業者が当該契約不適合を知っていたとき、又はその契約不適合若しくは損害が、事業者の故意若しくは重大な過失によって生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
5		○	20	5	6	41	3			契約不適合責任	3 本県は、本施設が瑕疵により滅失又は毀損した場合、前項に定める期間内であって、かつ、当該滅失又は毀損を本県が知ったときから1年以内に、第1項の請求をしなければならない。	3 本県は、第2項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間(以下この項において「 <u>契約不適合責任期間</u> 」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、本県が通知から1年以内に第1項の請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に第1項の請求をしたものとみなす。